

FAAVO 奄美群島運営要領

令和2年6月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、奄美群島広域事務組合が実施する「奄美群島スタートアップ支援実証事業において奄美群島版クラウドファンディングプラットフォームを運営するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) クラウドファンディング

アイデアを実現するために必要な経費を、インターネットを通じて、広く不特定多数の人々から集める資金調達手段のことをいう。

(2) 購入型クラウドファンディング

プロジェクトが提供する何らかの権利、物品およびサービス等を購入する形式で支援者がプロジェクトに対して支援を行うクラウドファンディングのことをいう。

(3) FAAVO 奄美群島

奄美群島広域事務組合が、株式会社 CAMPFIRE の運営する購入型クラウドファンディング「FAAVO」の地域における共同運営者となって運営するクラウドファンディングのことをいう。

(4) FAAVO 奄美群島運営事務局

奄美群島広域事務組合が FAAVO 奄美群島を運営するための事務局のことをいう。

(5) 起案者

クラウドファンディングを利用して資金調達をしようとする者のことをいう。

(6) プロジェクト

起案者自らが、資金調達をするために提案する事業または企画のことをいう。

(7) 支援者

プロジェクトに共感し、資金提供の申し込みを行う者のことをいう。

(8) リターン品

起案者が支援額に応じて支援者への提供を約束する、権利、物品およびサービス等のことをいう。

(9) 運営パートナー

FAAVO 奄美群島において奄美群島広域事務組合とともに FAAVO 奄美群島運営事務局（以下、「運営事務局」という）を運営する事業者のことをいう。

(対象団体等)

第3条 本事業における起案者は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 奄美群島内のいずれかの市町村に住所を有する個人又は奄美群島内に本社を有する団体・事業所等で、今後も奄美群島内での居住、事業活動が見込まれる個人・団体・事業所等で、代表者が明らかであるもの

2 前項の規定にかかわらず、個人・代表者等が次の各号のいずれかに該当する場合は対象となるないものとする

- (1) 居住する市町村において市町村税・県税を滞納している場合
- (2) 反社会的勢力に所属している場合
- (3) 公序良俗に反する活動を行っている場合
- (4) 20歳未満の者で親権者の許可を得ていない場合

(同意事項)

第4条 本事業の起案者は、CAMPFIRE のウェブサイト上に掲載されている次の各号のすべてを確認し、同意しなければならない。

- (1) 利用規約
- (2) プライバシーポリシー

(対象事業)

第5条 本事業の対象となるプロジェクトは、次の各号のすべての要件を満たすものとする。ただし、当該年度内において同一のプロジェクトにより他の補助金等を得ている場合は、当該補助金と重複した形でのFAAVO 奄美群島の利用を原則として許可しないものとする。

- (1) 奄美群島における新サービス・新商品の創出や、地域の活性化や課題解決を図るために実施されるプロジェクトで、『奄美群島成長戦略ビジョン』(平成25年2月策定)に掲げる奄振重点3分野(農業、観光／交流、情報通信)に関するプロジェクト又は同ビジョンの理念に即したプロジェクトであると事務局が認めるもの。
 - (2) 起案者によるプロジェクトの実施が、新技术の開発や新規雇用の創出等奄美群島内の地域的な産業振興に効果の見込まれるもの。
 - (3) 資金調達目標額が概ね20万円以上であること。
 - (4) 活動実施に必要な関連法令に規定する許認可等を得ていること、または得る予定であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象とならないものとする。
- (1) 単なる売名行為が目的であるもの
 - (2) 宗教および政治に関するもの
 - (3) 達成の可能性が著しく低いもの
 - (4) 公序良俗に反するものまたは違法なもの

(事業の手続き)

第6条 起案者が、FAAVO 奄美群島を利用してプロジェクトの資金調達を行おうとするときは、次に掲げる書類を運営事務局に提出するものとする。ただし、第3号から第5号までについてとは、プロジェクトの内容を示した企画書等の提出をもって、その代わりとすることができる。

- (1) FAAVO 奄美群島利用申込書(様式第1号)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 起案者の住民票(写し可。ただし応募日以前1ヶ月以内に発行されたもの)
- (4) 起案者の市町村税の滞納がないことの証明書(市町村役場にて発行のもの)
- (5) 起案者の県税の滞納がないことの証明書(大島支庁等にて発行のもの)

※居住市町村への転入日等により、前住所地の市町村及び県庁でのみ証明書が発行可能な場合は、前住所地の行政機関にて発行された証明書を添付する。

- (6) 事業計画書(様式第3号)
- (7) 起案者情報(様式第4号)
- (8) 収支予算書(様式第5号)

(審査)

第 7 条 この要領に定める事項を満たしているか否かの判定につき、奄美群島広域事務組合は書類による審査を行うものとする。

2 前項の審査の詳細は、別に定めるものとする。

(事業の採択)

第 8 条 運営事務局は、事業を採択した場合、FAAVO 奄美群島のウェブページ上に事業を掲載する。また、掲載時期については起案者が決定するものとするが、掲載手続には最大で 3 営業日かかる場合がある。(営業日とは土・日・祝日・年末年始を除く。加えて、17 時以降の申込は翌日を 1 営業日とする。)

(事業の責任)

第 9 条 運営事務局は、採択された事業を FAAVO 奄美群島上に掲載するのみであり、起案者に対する資金調達の成功や、支援者に対するプロジェクトの実施およびリターン品の送付を保証するものではない。また、提案者および支援者の間で生じたトラブルには、運営事務局は一切関与しない。

(資金の振込)

第 10 条 「All-or-nothing」方式はプロジェクトの目標額を期間内に達成した場合、「All-in」方式は募集期間終了後にそれぞれ支援申込金額から手数料等【別表 1】が差し引かれた額が起案者の指定した口座に振り込まれるが、振込の時期は、募集期間終了月の翌月末日(金融機関の営業日外の場合は前営業日)とする。なお、資金の振込等に関することには、運営事務局は一切関与しない。

(活動報告)

第 11 条 「All-or-nothing」方式でプロジェクトの目標額を期間内に達成できなかった場合は、実施プロジェクト活動報告書(様式第 6 号)を運営事務局に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 起案者は、事業が完了したとき、またはリターン品の送付が完了したときには、速やかに次に掲げる書類を運営事務局に提出しなければならない。

(1) FAAVO 奄美群島プロジェクト実績報告書(様式第 7 号)

(2) 活動成果報告書(様式第 8 号)

(3) 収支決算書(様式第 9 号)

2 前項第 3 号に規定する収支決算書において、執行残がある場合、前項に規定する書類と共に支出予定表(様式第 10 号)を運営事務局に提出しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、運営事務局が別に定めるほか、CAMPFIRE 利用規約のとおりとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年6月1日より施行する。

別表1

成果報酬費の割合	
対価の支払先	対価の割合
株式会社 CAMPFIRE	調達金額に9%を乗じた額 (内訳：CAMPFIRE 手数料 4%、決済手数料5%)
奄美群島広域事務組合	調達金額に6%を乗じた額